

東京都板橋区新型インフルエンザ等対策行動計画 ＜概要版＞

計画の構成	
区行動計画は4章で構成している。	
第1章 基本的な方針	1 計画の基本的考え方 2 対策の目的 3 被害想定 4 発生段階の考え方 5 対策実施上の留意点
第2章 国、都、区等の役割	1 基本的な責務 2 新型インフルエンザ等に対応する区の実施体制
第3章 対策の基本項目	1 サーベイランス・情報収集 2 情報提供・共有 3 区民相談 4 感染拡大防止 5 予防接種 6 医療 7 区民生活及び経済活動の安定の確保
第4章 各段階における対策	1 未発定期 2 海外発定期 3 国内発生早期 4 都内発生早期 5 都内感染期 6 小康期 7 緊急事態宣言時の対応

第1章（計画の基本的考え方・対策の目的）
<p>○ 計画の根拠</p> <p>区行動計画は、特措法（※1）の施行に伴い、政府行動計画（※2）や都行動計画（※3）が新たに作成されたことを踏まえ、特措法第8条に基づき作成する計画である。</p> <p style="text-align: right;">※1 新型インフルエンザ等対策特別措置法 ※2 新型インフルエンザ等対策政府行動計画 ※3 東京都新型インフルエンザ等対策行動計画</p>
<p>○ 対象とする感染症</p> <div style="display: flex; align-items: center; margin-left: 40px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 20px;">新型インフルエンザ等</div> <div style="margin-right: 20px;"> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 20px;">新型インフルエンザ等感染症（感染症法第6条第7項）</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">新感染症（感染症法第6条第9項）</div> </div>
<p>○ 対策の目的</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-left: 40px;"> <p>1 感染拡大を可能な限り抑制し、区民の生命及び健康を保護する。</p> <p>2 区民生活及び経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする。</p> </div>

第1章（発生段階の考え方）

発生段階については、新型インフルエンザ等の特性を考慮し都区一体で対応する必要があるため、都と同様の区分としている。

政府行動計画		都行動計画		状態
国	地方	区行動計画		
未発生期				新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期				海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
国内発生 早期	地域 未発生期	国内発生早期		国内で患者が発生しているが、都内では患者が発生していない状態
	地域 発生早期	都内発生早期		都内で患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
国内 感染期	地域 感染期	都内感染期	第一 ステージ	患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態
			第二 ステージ	流行注意報発令レベル(10人/定点)を目安とし入院サーベイランス等の結果から入院患者が急増している状態
			第三 ステージ	流行警報発令レベル(30人/定点)を目安とし、更に定点上昇中、かつ入院サーベイランス等の結果から病床がひっ迫している状態
小康期				患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

第2章（区の責務、実施体制）

○区の責務

平常時には、区行動計画に基づき、実施体制の整備、関係機関との調整など、発生時に備えた準備を進める。発生時には、感染拡大の抑制、住民への予防接種など、区行動計画で定めた対策を的確かつ迅速に実施する。

○実施体制（海外発生期の時点で区対策本部を設置する。）

発生段階	危機管理体制
未発生期	健康危機監視体制
海外発生期	区対策本部体制又は健康危機管理体制
国内発生早期	区対策本部体制（本部長：区長） ※国の緊急事態宣言がされる前は区独自の対策本部となり、緊急事態宣言がされた後は特措法に基づく対策本部の位置付けとなる。
都内発生早期	
都内感染期	
小康期	

第3章（対策の基本項目）

1 サーベイランス・情報収集

新型インフルエンザ等への対策を適時適切に実施するためには、国が海外での発生状況やウイルスの特徴等についての速やかな情報収集・情報分析を行う一方で、地域における発生状況の迅速な把握や必要な対策を実施し、その結果を評価することが大切である。そのために、サーベイランス体制を確立し、都と連携して情報を速やかに収集・分析する。

2 情報提供・共有

情報提供及び情報共有は、危機管理に関わる重要情報になるとの観点から、新型インフルエンザ等に関する情報は、各発生段階に応じて適切に提供する。また、わかりやすい情報提供に努め、情報の共有を図ることで、区民及び関係機関等が十分な情報を基に、適切な判断・行動がとれるよう促す。

3 区民相談

新型インフルエンザ等の病原性や感染力にかかわらず、区民の不安を解消し、適切な感染予防策を促すため、発生後速やかに「新型インフルエンザ相談センター」を設置する。

4 感染拡大防止

新型インフルエンザ等の流行のピークをできるだけ遅らせることで体制の整備を図るための時間を確保すること、また、流行のピーク時の患者数等を最小限にとどめ、医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることを目的に、区民や事業者に感染拡大防止策の協力を依頼する。

5 予防接種

特措法において、住民に対する予防接種の枠組みができたことから、緊急事態宣言がされた場合は、特措法第46条に基づき予防接種法第6条第1項の規定（臨時の予防接種）による予防接種を行う。一方、緊急事態宣言がされていない場合については、予防接種法第6条第3項の規定（新臨時接種）に基づく接種を行う。

住民接種については、区を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう体制の構築を図る。

6 医療

医療の破綻を回避し、医療提供体制を維持しなければ、区民は感染した時に必要な医療を受けることができない。しかし、医療資源（医療従事者、病床等）には限度があることから、事前に効果的・効率的に活用できるよう医療提供体制の整備を行う。

7 区民生活及び経済活動の安定の確保

新型インフルエンザは各地域での流行が約8週間続くと言われており、多くの区民が罹患するため区民生活及び経済活動の大幅な縮小と停滞を招く恐れがある。そのため、区、医療機関、事業者、区民等がそれぞれの役割に応じ、相互に協力し危機を乗り越えることが重要である。

第4章（各段階における対策）

	未発生期	海外発生期
目的	<ul style="list-style-type: none"> 発生に備えた体制の整備 発生時の対応の周知 	<ul style="list-style-type: none"> 国内侵入をできるだけ遅らせる。 都内（区内）発生が遅延と早期発見 都内（区内）発生に備えた体制の整備
1 サーベイランス・情報収集	<ul style="list-style-type: none"> 各種サーベイランスを実施し、情報を解析・集積 国・都等からの情報収集 	<ul style="list-style-type: none"> 平常時のサーベイランスに加え、臨時的にサーベイランスを追加・強化 海外での発生状況等の把握
2 情報提供・共有	<ul style="list-style-type: none"> 区民への新型インフルエンザ等の普及啓発及び広報体制の整備 関係機関との連絡体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> 「新型インフルエンザ等対策本部報」として情報を一元的に管理し、区民に周知 関係機関への情報提供
3 区民相談	<ul style="list-style-type: none"> 相談センターの運営体制等を事前に検討 	<ul style="list-style-type: none"> 相談センターを設置（一般相談及び専門外来の案内等）
4 感染拡大防止	<ul style="list-style-type: none"> 平常時における手洗い、マスク着用、咳エチケット等の感染予防策の周知 	<ul style="list-style-type: none"> 基本的な感染予防策の注意喚起 学校における臨時休業の基準の検討
5 予防接種	<ul style="list-style-type: none"> 特定接種体制の構築 住民接種体制の構築 	<ul style="list-style-type: none"> （国の指示に基づき）特定接種の実施 住民接種の実施準備
6 医療	<ul style="list-style-type: none"> 東京都と連携し地域医療体制の整備 医療機関等において院内感染防止対策が進むよう、都と連携して支援 	<ul style="list-style-type: none"> 新型インフルエンザ等患者と確定した場合は、直ちに保健所に連絡するよう依頼 保健所は入院勧告及び移送
7 区民生活及び経済活動の安定の確保	<ul style="list-style-type: none"> 要援護者への生活支援等について、対象世帯の把握と具体的手続き等の検討 埋火葬を円滑に行う体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> 生活関連物資等の買占め等が発生しないよう適切な行動の呼び掛け（各段階継続） 埋火葬を円滑に行う体制の準備

国内発生早期	都内発生早期	都内感染期	小康期
都内（区内）での発生に備えた体制の整備及び患者への適切な医療の提供	<ul style="list-style-type: none"> 区内での感染拡大の抑制 適切な医療の提供 	<ul style="list-style-type: none"> 医療提供体制の維持 健康被害の抑制 区民生活及び経済活動への影響の抑制 	<ul style="list-style-type: none"> 区民生活、経済活動の回復 第二波に備えた対応
平常時のサーベイランスに加え、臨時的にサーベイランスを追加・強化		入院患者、重症者のサーベイランスへ切り替え	平常時のサーベイランスの継続
発生状況等の積極的な情報収集			
情報を本部報として一元的に管理し、区民へ情報提供及び混乱防止			流行の終息情報の提供 第二波への注意喚起
関係機関への情報提供			
相談センターで専門外来の案内等（専門外来の受診はセンターを通す）		相談センターで保健医療に関する一般相談に対応	相談センターの縮小・終了 保健所で一般相談に対応
感染予防策の勧奨・協力依頼 学校等における感染拡大防止			第二波に備えて、感染拡大防止策の見直し、改善
（緊急事態宣言がなされた場合） 都が実施する不要不急の外出自粛要請		学校等の施設使用制限等への協力	
（国の指示に基づき）特定接種の実施			
住民接種の準備・実施（緊急宣言時：特措法第46条に基づく住民接種）			未接種者に対し接種を勧奨
専門外来で患者の受入れ 患者増加に備え、病床確保等に向けた院内調整の依頼		入院勧告体制の解除 軽症患者の外来診療と重症度に応じた入院医療への転換	平常時の医療サービスが提供できる体制への速やかな復帰の呼びかけ
		緊急事態宣言時：臨時医療施設等への対応	
生活支援等に関する対応準備		生活支援等の実施	各種対応を平常時の体制に移行
埋火葬の体制整備・火葬炉の稼働要請		火葬機能の可能な限りの稼働 遺体安置所の設置、運用	
区の業務継続計画実施			

